

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

事由	退職
記入例番号	9-3
ケース	外国籍従業員が退職後に出国（帰国）、未納分の普通徴収納付書を本人が受領する前に出国
異動後の未徴収税額の徴収	普通徴収+納税管理人申告・承認申請書の提出

〒XXXX-△△△△ 東京都 豊島区 池袋 0-1-2		特別徴収義務者 指定番号	123456
カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号	001
株式会社 O×商事		担連 当絡 者先	所属 人事課 人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 XX-XXXX-XXXX 内線 ()
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		
和 生 日	昭和50年 1月 1日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	異 動 日
個 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	(イ) 徴収済額	異 動 の 事 由
受 給 者 番 号	123-456	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	1 1. 退職 2. 転職・長 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 右から 番号を 記入 事由・理由 空欄で結構です
1月1日 現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号	6 月から 8 月まで	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
異動後の 住所	〇〇国に帰国	140,000円	31 日
		35,600円	
		104,400円	

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

退職後に出国(帰国)される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくこととなります。
納税通知書を本人の代わりに国内で受け取り、納税していただく「納税管理人」を指定する手続きが必要です。出国される前に税務課へお問い合わせください。
納税管理人は、家族ではない個人でも事業所でも可能です。→「納税管理人申告書」は区のホームページからダウンロードできます。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
↑
普通徴収税額

【理由の記入が必要なとき】
①異動の事由が「7. その他」の場合
②1月1日から4月30日までの退職の場合
→未徴収税額があれば、本人の希望にかかわらず一括徴収することが事業所に義務付けられています。一括徴収ができず、本人が納付する普通徴収にしなければならない理由を記入。
例) 給与が少ない

号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である
記入欄